

報酬単価(案)

訪問系サービス

現行支援費制度	障害者自立支援法	
	18年4月 ~ 9月	18年10月 ~
<p>身体介護</p> <p>~ 0.5 時間 2,310 円</p> <p>~ 1.0 時間 4,020 円</p> <p>~ 1.5 時間 5,840 円</p> <p>~ 2.0 時間 6,670 円</p> <p>(0.5 時間毎に +830 円)</p>	<p>身体介護</p> <p>~ 0.5 時間 2,300 円</p> <p>~ 1.0 時間 4,000 円</p> <p>~ 1.5 時間 5,800 円</p> <p>~ 2.0 時間 6,620 円</p> <p>(0.5 時間毎に +820 円)</p>	<p>【短時間型】</p> <p>身体介護</p> <p>○ 区分1(要支援)~区分6(要介護5)</p> <p>○ 3時間まで</p> <p>~ 0.5 時間 2,300 円</p> <p>~ 1.0 時間 4,000 円</p> <p>~ 1.5 時間 5,800 円</p> <p>(以降、0.5 時間毎に +750 円)</p> <p>~ 3.0 時間まで 8,050 円</p> <p>※ 市町村が特に必要と認めた場合は、 3時間超で0.5時間毎に+700円</p>
<p>家事援助</p> <p>~ 0.5 時間 800 円</p> <p>~ 1.0 時間 1,530 円</p> <p>~ 1.5 時間 2,220 円</p> <p>~ 2.0 時間 3,050 円</p> <p>(0.5 時間毎に +830 円)</p>	<p>家事援助</p> <p>~ 0.5 時間 800 円</p> <p>~ 1.0 時間 1,500 円</p> <p>~ 1.5 時間 2,250 円</p> <p>~ 2.0 時間 3,000 円</p> <p>(0.5 時間毎に +750 円)</p>	<p>家事援助</p> <p>○ 区分1(要支援)~区分6(要介護5)</p> <p>○ 1.5時間まで</p> <p>~ 0.5 時間 800 円</p> <p>~ 1.0 時間 1,500 円</p> <p>~ 1.5 時間まで 2,250 円</p> <p>※ 市町村が特に必要と認めた場合は、 1.5時間超で0.5時間毎に+700円</p>
<p>移動介護(身体介護あり)</p> <p>~ 0.5 時間 2,310 円</p> <p>~ 1.0 時間 4,020 円</p> <p>~ 1.5 時間 5,840 円</p> <p>~ 2.0 時間 6,670 円</p> <p>(0.5 時間毎に +830 円)</p>	<p>移動介護(身体介護あり)</p> <p>~ 0.5 時間 2,300 円</p> <p>~ 1.0 時間 4,000 円</p> <p>~ 1.5 時間 5,800 円</p> <p>~ 2.0 時間 6,620 円</p> <p>(0.5 時間毎に +820 円)</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地域生活支援事業へ</p>
<p>移動介護(身体介護なし)</p> <p>~ 0.5 時間 800 円</p> <p>~ 1.0 時間 1,530 円</p> <p>~ 1.5 時間 2,220 円</p> <p>~ 2.0 時間 3,050 円</p> <p>(0.5 時間毎に +830 円)</p>	<p>移動介護(身体介護なし)</p> <p>~ 0.5 時間 800 円</p> <p>~ 1.0 時間 1,500 円</p> <p>~ 1.5 時間 2,250 円</p> <p>~ 2.0 時間 3,000 円</p> <p>(0.5 時間毎に +750 円)</p>	

※ 報酬単価は、丙地(人事院規則に定める調整手当の支給対象とならない地域)の単価

現行支援費制度等	障害者自立支援法	
	18年4月 ~ 9月	18年10月 ~
行動援護 ○ 5時間まで ~ 0.5時間 2,310円 ~ 1.0時間 4,020円 ~ 1.5時間 5,840円 ~ 2.0時間 7,340円 (0.5時間毎に +1,500円) ~ 5.0時間 16,340円 まで	行動援護 ○ 5時間まで ~ 0.5時間 2,300円 ~ 1.0時間 4,000円 ~ 1.5時間 5,800円 ~ 2.0時間 7,280円 (0.5時間毎に +1,480円) ~ 5.0時間 16,160円 まで	行動援護 ○ 知的障害又は精神障害で行動上著しい困難を有する障害者で区分3（要介護2）以上の者 ○ 5時間まで ~ 0.5時間 2,300円 ~ 1.0時間 4,000円 ~ 1.5時間 5,800円 ~ 2.0時間 7,280円 (0.5時間毎に +1,480円) ~ 5.0時間まで 16,160円
日常生活支援 ~ 1.5時間 2,410円 ~ 2.0時間 3,310円 ~ 2.5時間 4,210円 ~ 3.0時間 5,110円 ∴ ~ 8.0時間 14,110円 (0.5時間毎に +900円) ∴	日常生活支援 ~ 1.5時間 2,400円 ~ 2.0時間 3,300円 ~ 2.5時間 4,200円 ~ 3.0時間 5,100円 ∴ ~ 8.0時間 13,900円 (0.5時間毎に +880円) ∴	〔長時間型〕 重度訪問介護 ○ 重度の肢体不自由者で区分4（要介護3）以上の者 ○ 3時間超を基本 特に重度の者・区分6・その他の者 〔 ~ 1.0時間 1,840円・1,720円・1,600円 ~ 2.0時間 3,680円・3,440円・3,200円 ~ 3.0時間 5,520円・5,160円・4,800円 ~ 4.0時間 7,360円・6,880円・6,400円 ~ 5.0時間 9,080円・8,490円・7,900円 ~ 6.0時間 10,810円・10,100円・9,400円 ~ 7.0時間 12,530円・11,710円・10,900円 ~ 8.0時間 14,260円・13,330円・12,400円 (以降、5%減算して繰り返し) ○ 移動時間に応じて、1,000円~2,500円を加算 ※ 特に重度の者とは、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者
		重度障害者等包括支援 ○ 区分6（要介護5）に該当する障害者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、人工呼吸器を装着したALS患者や重症心身障害者等 1単位（4時間） 7,000円 〔 3単位までは、1単位毎に+7,000円 4単位以降は、1単位毎に+6,820円 〕

※ 報酬単価は、丙地(人事院規則に定める調整手当の支給対象とならない地域)の単価

訪問系サービスについて

平成18年2月22日(水)

新しい訪問系サービスについて

- 新たに精神障害を個別に支給決定する仕組みに改めるとともに、「障害程度区分」の導入に合わせ、障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスを再編する。
- 人員・運営基準や報酬基準については、短時間の集中的な利用と長時間の滞在による利用といったサービス利用の実態に適した内容とするとともに、特に重度の障害者について配慮する。
- 国庫負担基準については、サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえつつ、サービスの種類ごとに、障害程度区分に応じて設定する。

【支援費】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・日常生活支援
- ・行動援護
- ・移動介護

【精神障害者居宅生活支援事業】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動支援

【自立支援給付】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

【地域生活支援事業】

移動支援事業

人員基準

- サービス利用実態に適した内容
- 著しく重度の障害者への配慮

国庫負担基準

- 限られた国費の公平な配分
- 障害程度区分ごとに設定

訪問系サービスの利用者像

○ 各サービスごとに、障害程度区分判定等試行事業の結果等を踏まえつつ、利用者像を設定

	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援
利用者像	○ 障害者	○ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有する者	○ 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者	○ 常時介護を有する障害者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
	○ 障害程度区分が区分1（要支援程度）以上である者	○ 障害程度区分が区分3（要介護2程度）以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である者	○ 障害程度区分が区分4（要介護3程度）以上であって、下記のいずれにも該当する者 ア) 二肢以上に麻痺があること イ) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること	○ 障害程度区分が区分6（要介護5程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 イ) 最重度知的障害者 ② 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である者

行動援護の対象者

1 定義

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者

2 状態像

障害程度区分3以上（要介護2以上）で、行動援護項目得点が10点以上の者

3 判定基準

- ① 障害程度区分3以上（要介護2以上）であって、
- ② 行動援護項目の得点が10点以上（次の（ア）・（イ）の合算）と認定
 - （ア） 行動関連の認定調査項目（「多動」「パニック」等の11項目）の合計点数（各項目2点、1点、0点で換算、最大22点）
 - （イ） 医師意見書の「てんかん発作」の欄において、週1回以上となっている場合は2点、月1回以上となっている場合は1点

重度訪問介護の対象者

1 定義

外出時においても介護を要する重度の肢体不自由者

2 状態像

障害程度区分4以上（要介護3以上）で、両上肢及び両下肢のいずれか二肢以上に麻痺があり、外出の際に介護を要する者

3 判定基準

- ① 障害程度区分4以上（要介護3以上）であって
- ② 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目のうち、2項目以上に「ある」と認定
- ③ 認定調査項目「2-5 歩行」「2-6 移乗」「4-5 排尿」「4-6 排便」のいずれも「できる」以外と認定

※ 判定基準による対象者の割合

試行事業の結果から上記判定基準を適用した場合、「日常生活支援」を利用している者（36名）のうち35名（97%）が該当した。

なお、該当しなかった者は、要介護2で歩行以外は「できる」と判定されていた。

重度障害者等包括支援の対象者

1 定義

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者

2 状態像

障害程度区分6(要介護5)で、意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、下記のいずれかに該当する者

【参考】障害程度区分判定等試行事業等から重度障害者等包括支援の対象と考えられる状態像

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害

3 判定基準

I 類型

- (1) 障害程度区分6(要介護5)の「重度訪問介護」対象者であって、
- (2) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (3) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (4) 認定調査項目「8 医療」において「気管切開の処置あり」かつ「レスピレーター装着あり」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6(要介護5)の「重度訪問介護」対象者であって、
- (3) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」
- (4) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

III 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「重度」または「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6(要介護5)の「行動援護」対象者であって、
- (3) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
- (4) 「行動援護項目得点」が「15点以上」と認定

(参考)訪問系サービスの利用者数の見込み

【新しいサービス類型】

居宅介護	7.4万人
居宅介護（障害児）	1.1万人
行動援護	0.3万人
重度訪問介護	0.9万人
重度障害者等包括支援	0.1万人

平成18年度の利用者数の見込
約10万人

訪問系サービスの人員・運営基準、報酬基準の基本的考え方

- 短時間での集中的なサービス提供（身体介護、家事援助）と長時間滞在してのサービス提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）それぞれのサービス提供の実態に即した基準とするとともに、特に重度の障害者について配慮する。

身体介護・家事援助

- 短時間での集中的なサービス提供にふさわしい基準とする観点から、30分単位のきめ細かな単価を設定するとともに、サービス提供に当たっては、一定の時間内（身体介護は3時間以内、家事援助は1.5時間以内）に集中してサービス提供を行うことを基本とした仕組みとする。
- 従事者の資格要件については、短時間に集中して専門的な支援を行うという業務内容を踏まえ、1級又は2級ヘルパーを基本とする。
なお、3級その他の者がサービス提供を行った場合には、減算を行う。

重度訪問介護

- 3時間を超えるサービス提供を基本とした上で、報酬単価については、同一箇所にも長時間滞在しサービス提供を行うという形態を踏まえ、ホームヘルパーの1日当たり費用等を勘案しつつ、設定する。
- 特に重度の障害者について配慮する観点から、区分6（要介護5程度）の者については7.5%、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については、15%の加算措置を講じる。

- 従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、現在の日常生活支援の資格要件について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数の緩和を行う。

行動援護

- スタートして間もないサービスであり、資格要件を満たす従事者を確保することが困難な事業者が多いことを踏まえ、研修の制度化を図った上で、経過的措置として、資格要件の緩和を行う。ただし、本来の要件を満たさない者がサービス提供を行った場合については、減算を行う。

その他

- 基準該当事業者の場合、各種の規制を受ける指定事業者と比べ、管理コストを含めて柔軟な事業運営が可能であることを踏まえ、指定事業者の報酬額の90%相当額とする。

重度障害者等包括支援

- 重度障害者等包括支援の報酬基準や運営基準については、
 - ① その対象者が最も重度の障害程度区分に該当するほか、意思の疎通に著しい困難を伴う者であること
 - ② 複数のサービスを長時間にわたり必要とする場合が多いこと
 - ③ 体調の変化が大きく、しばしば緊急のニーズへの対応が必要となることといった特性を踏まえ、設定する。

- 意思の疎通に著しい困難が伴う重度の在宅の障害者を対象として、必要とする様々なサービスを包括的に提供するという本サービスの特性を踏まえ、サービスの質の確保について、十分な配慮を行う。

- 対象者の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して設定された標準的な個別支援計画に基づいて、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、ケアホーム、ショートステイ等)に要する時間(4時間1単位)を基本として、支給決定を行う。

- 報酬額は、訪問系サービスや日中活動系サービスの報酬水準を基礎として、1単位(4時間を想定)で設定する。ただし、ケアホーム、ショートステイについては、これらの報酬基準のうち最重度の者に適用される額を適用する。

- 重度障害者等包括支援の事業者は、下記の要件を満たすものとする。
 - ・ 重度訪問介護やケアホーム等何らかの障害福祉サービスの指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
 - ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること
 - ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること

- ※ 市町村は、対象者に対し、定期的に、適切なサービスが報告どおり提供されているかどうか等について、実地で確認調査を行う。
- ※ 重度障害者等包括支援は、これまでにない新たなサービスであることから、本年夏を目途に、各地の先進事例の収集・分析を行い、サービスの質の確保を含め具体的な事業運営の在り方についてのマニュアルを作成する。

重度障害者等包括支援のイメージ

重度障害者等包括支援については、個々の利用者のニーズ、介護者の状況などによってその利用形態は多様であり、また、給付水準についても市町村の判断で決められるものであることから、実際の内容は、個々の利用者、地域によって大きく異なるものと想定される。

イメージ①

家族と同居するALSの方が障害者自立支援法の介護給付、介護保険、医療保険を組み合わせる生活する場合

	4:00	8:00	12:00	16:00	20:00	24:00	
月		ホームヘルプ (介護保険)	訪問看護 (医療)	ホームヘルプ (介護給付)	訪問看護 (医療)	訪問入浴 (介護保険)	ホームヘルプ (介護給付)
火		ホームヘルプ (介護)	訪問看護 (医療)	ホームヘルプ (介護給付)	訪問看護 (医療)	ホームヘルプ (介護保険)	ホームヘルプ (介護給付)
水		療養通所サービス (介護保険)			訪問看護 (医療)	ホームヘルプ (介護)	ホームヘルプ (介護給付)
木		ホームヘルプ (介護)	訪問看護 (医療)	ホームヘルプ (介護給付)	訪問看護 (医療)	ホームヘルプ (介護保険)	ホームヘルプ (介護給付)
金		ホームヘルプ (介護保険)	訪問診療 (医療)	ホームヘルプ (介護)	短期入所 (介護給付)		
土	短期入所 (介護給付)						
日		ホームヘルプ (介護保険)	訪問入浴 (介護保険)				

イメージ②

重症心身障害者の方が日中は通所サービス等を利用し、通所しない(できない)日は訪問系サービスを利用してケアホームで生活する場合

	4:00	8:00	12:00	16:00	20:00	24:00
月	ケアホーム		通所サービス		ケアホーム	
火	ケアホーム		ホームヘルプ(外出あり)		ケアホーム	
水	ケアホーム		通所サービス		ケアホーム	
木	ケアホーム		ホームヘルプ(外出あり)		ケアホーム	
金	ケアホーム		ホームヘルプ		ケアホーム	
土	ケアホーム					
日	ケアホーム					

国庫負担基準の考え方

1. 国庫負担基準について

- 国庫負担基準は、障害福祉サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から設定するものであり、訪問系サービス(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援)を対象に設定する。

⇒日中活動系サービスを含めた設定については、全国統一の給付管理システムが導入された段階で検討。

※ なお、国庫負担基準は、「利用者一人当たりの支給上限額」でなく、市町村に対する国費配分の基準額(利用者数を乗じて配分)であり、市町村は利用者の心身の状況や介護者の状況等を個別に勘案し、支給量(時間数や単位数)を決定することとなる。

2. 基準額設定の考え方

- 現在の市町村の支給実績、支援費の国庫補助基準額等を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるよう、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定する。
- なお、新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、著しく重度の障害者の給付実績、入所サービス等の報酬水準等を勘案して設定する。

【参考】

◇入所サービス等の費用額/月

施設入所+生活介護 約 41 万円(重度加算を含む)

ケアホーム+生活介護 約 45 万円(重度加算を含む)

(注) ともに、丙地単価

◇重度障害者等包括支援対象者の在宅サービス平均利用実績

約 36 万円

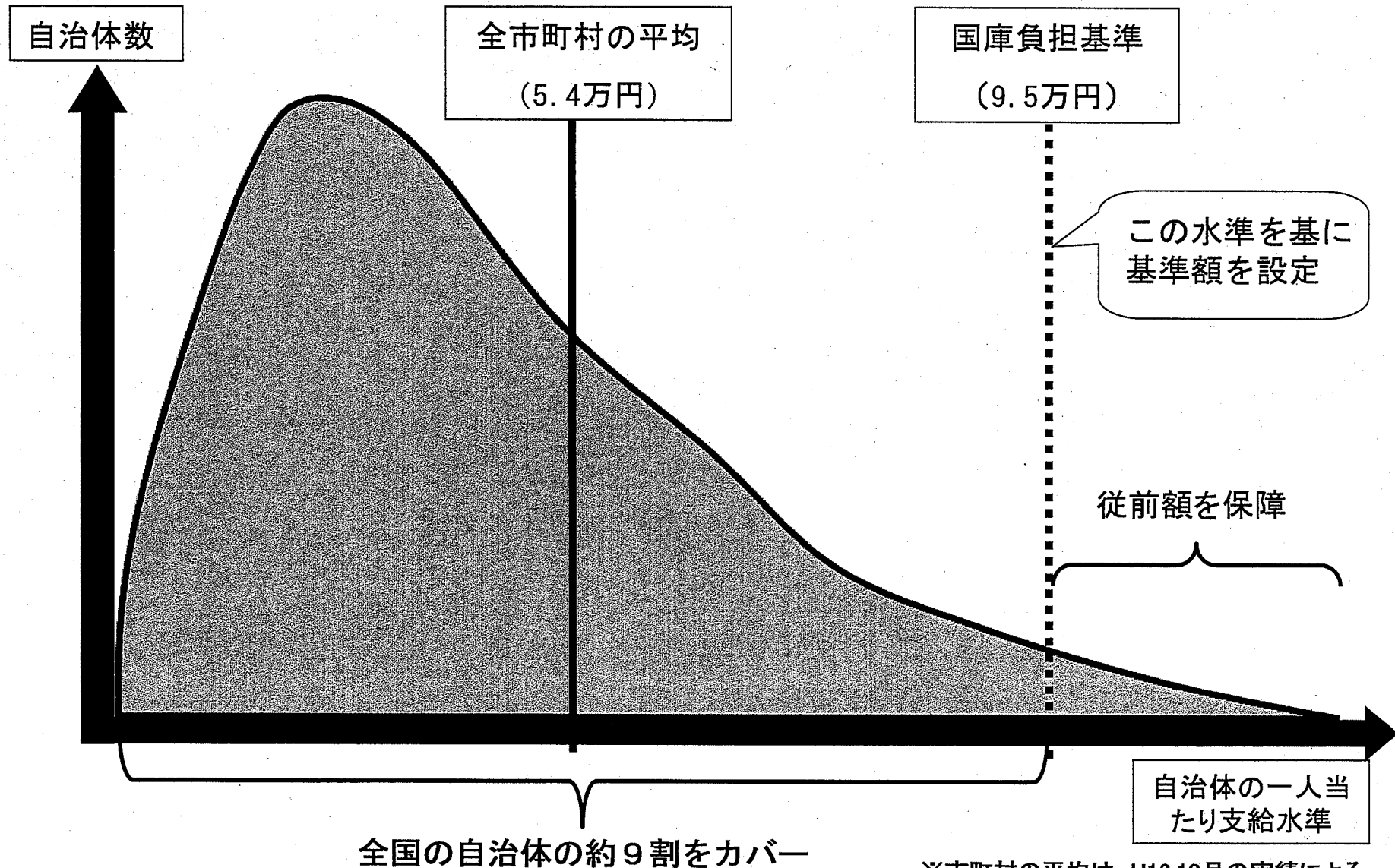
(注) 「障害程度区分判定等試行事業」における重度障害者等包括支援対象者のサービス利用実績

3. 経過措置等

- 制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の自治体については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。
- 国庫負担基準の基礎となる障害程度区分は、新しい制度であり、各区分に該当する方々の分布状況等を見極める必要があることから、平成20年度までの3年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。
- 都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。

自治体の支給水準と国庫負担基準

- 国庫負担基準は、現在の支援費の国庫補助基準額を踏まえ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように設定する。



※市町村の平均は、H16.10月の実績による

障害程度区分ごとの国庫負担基準額

支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円



○ 全障害程度区分を通じた一人当たり平均給付額が、基準額(9.5万円)となるよう、障害程度区分判定等試行事業における区分1から区分6のサービス利用量の分布、移動介護の利用実績等を勘案して設定。

障害者自立支援法における国庫負担基準額

○ 各区分の国庫負担基準額(一人当たり)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各自治体の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
2.2万円	2.9万円	4.3万円	8.1万円	12.9万円	18.6万円	7.2万円

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
10.7万円	14.5万円	19.4万円	25.1万円	13.7万円

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
19.0万円	23.8万円	29.5万円

(4) 重度障害者等包括支援対象者

〇〇単位
45.5万円

(注)表示している金額は、級地区分丙地における事業費ベース(給付率を乗じる前の額)

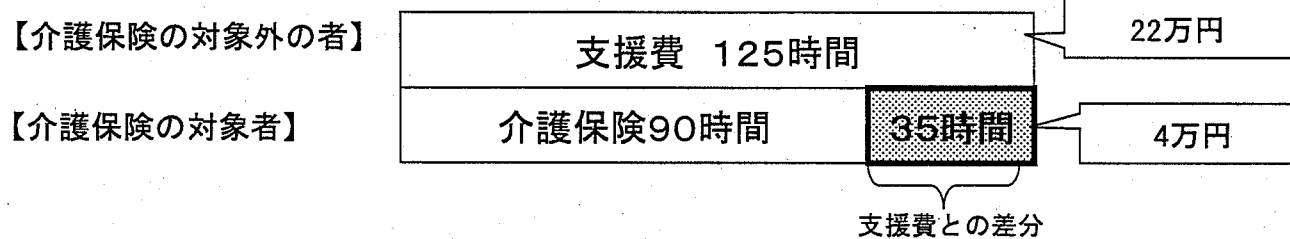
介護保険対象者の国庫負担基準

- 障害者自立支援法では、現行の支援費制度同様、介護保険優先の規定が設けられており、介護保険対象者については、まずは介護保険のサービスを利用していただくこととなっている。
- 国庫負担基準についても、こうした観点から、介護保険対象者については、介護保険利用相当分を控除して設定するものとする。

* なお、利用する介護保険のサービスの種類については、一律の制限は設けないこととする。

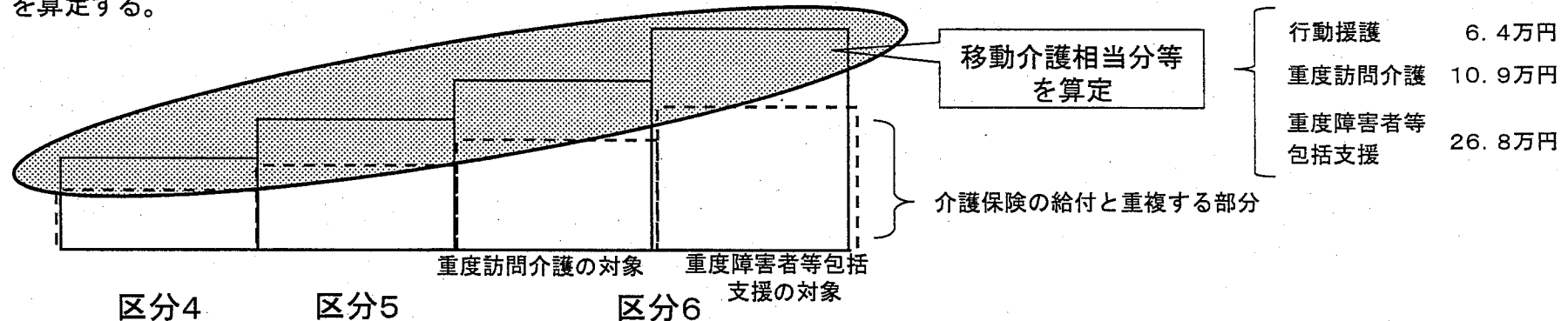
現 行

- 介護保険の対象となる場合、介護保険(要介護5)の月90時間相当分と、支援費の国庫補助基準時間である125時間との差分(4万円)を設定



新制度

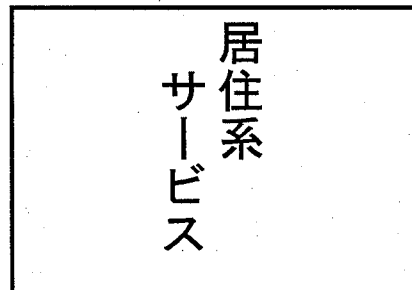
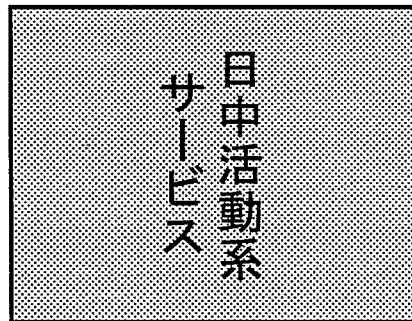
- 行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の対象者について、介護保険では給付対象となっていない移動介護相当分等を算定する。



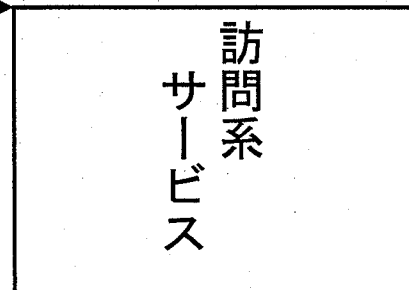
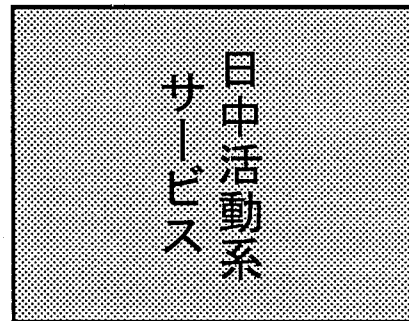
通所サービスを併せて利用する者の国庫負担基準

- 日中活動系サービスを加えた国庫負担基準の設定については、全国統一の給付管理システムの導入を待つて検討することとしているが、通所サービス利用者と未利用者との間では訪問系サービスの利用の度合いが異なること、限られた国費をできるだけ公平に配分する必要があることを踏まえ、通所サービスを利用する障害者の訪問系サービスの国庫負担基準については、居住系サービスの報酬水準を基礎として算定する。

日中活動系サービス+居住系サービス

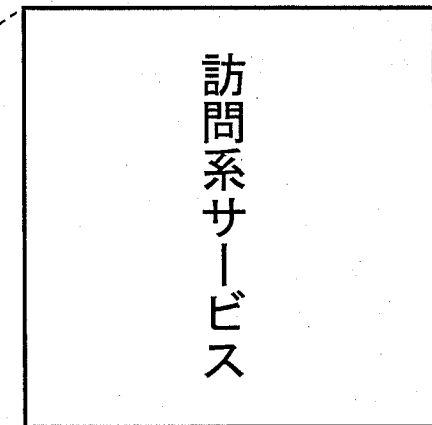


日中活動系サービス+訪問系サービス



同水準に設定

訪問系サービスのみ利用



【参考】通所サービスの利用の有無でみた訪問系サービスの利用額

通所サービス利用者の場合	月57,000円
// 未利用者の場合	月97,000円

～障害程度区分判定等試行事業の結果から～

通所サービス利用者の国庫負担基準

○ 各区分の国庫負担基準額(一人当たり)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各自治体の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分6
〇〇単位
16.4万円

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
8.2万円	10.7万円	13.6万円	16.4万円

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
10.7万円	13.6万円	16.4万円

(注)表示している金額は、級地区分丙地における事業費ベース(給付率を乗じる前の額)

訪問系サービスの報酬基準、国庫負担基準等について（案）

報酬基準等

1 4月から9月まで

各サービスそれぞれの報酬単価について、△1.0%の引き下げを行う。

- 身体介護、移動介護（身体介護あり）、行動援護
⇒ 2,300円（0.5時間）、4,000円（1時間）、5,800円（1.5時間）、その後は30分当たり820円増
- 家事援助、移動介護（身体介護なし）
⇒ 800円（0.5時間）、1,500円（1時間）、2,250円（1.5時間）その後は30分当たり750円増
- 日常生活支援
⇒ 2,400円（1.5時間）、その後、3時間までは30分当たり900円増、3時間を超える場合は30分当たり880円増
- その他
基準該当事業者については、管理コストを含め柔軟な事業運営が可能なことを踏まえ、指定事業者に適用される報酬額の90%相当額とする。

2 10月以降

短時間の集中的な提供（身体介護、家事援助）と長時間の滞在による提供（重度訪問介護）といったサービス内容の実態に適した報酬基準とするとともに、特に重度の障害者の方々について配慮する。

〔短時間型〕

- 短時間に集中的にサービス提供を行うことが期待される身体介護と家事援助については、30分単位の単価設定とするとともに、身体介護、家事援助それぞれについて1.5時間を基本とする報酬を設定する。

- ・身体介護

⇒ 1.5時間で5,800円。なお、排泄に時間を要する者等への対応のため、30分750円増（3時間まで）

- ・家事援助

⇒ 1.5時間で2,250円

- なお、市町村が特にやむを得ない事情があると判断した場合には、報酬基準時間（身体介護で3時間、家事援助で1.5時間）を超える部分につき、30分700円増で評価する。

- 従事者の資格要件については、短時間に集中して支援を行うという業務内容を踏まえて、1級又は2級ヘルパーを基本とする。なお、3級その他の者（支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者）がサービス提供を行った場合には、身体介護で30%、家事援助で10%の減算を行う。

〔長時間型〕

- 長時間滞在型の重度訪問介護については、1日につき3時間超の

支給決定を基本とする一方で、30分単位で一律に報酬額が上昇していく仕組みを改め、ホームヘルパーの1日当たり費用を勘案して8時間を区切りとする単価設定とする。その際、区分6（要介護5程度）の者については7.5%、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については15%の加算措置を講じる。

	3～4時間	8時間
4月～9月（日常生活支援）	6,420円*	13,900円
著しく重度の者（+15%）	7,360円（+14.6%）	14,260円（+2.6%）
区分6の対象者（+7.5%）	6,880円（+7.2%）	13,330円（△4.1%）
その他	6,400円（△0.3%）	12,400円（△10.8%）

*3.5時間と4時間の平均単価

- 8時間超は、管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。
- 重度訪問介護については、短時間型とは異なり、長時間滞在によるサービスを評価するものであり、日中時間帯以外に加算については、労働基準法の深夜の割増賃金を考慮し、午後10時から午前6時まで25%の深夜加算を行うとともに、制度変更に伴う激変緩和の観点から、午後6時から午後10時まで及び午前6時から午前8時まで12.5%の夜間・早朝加算を行う。
- 移動中の介護を実施した場合については、移動介護の実施時間数に応じて、下記の加算を行う。

1時間以下の移動	1,000円加算
2時間以下の移動	1,500円加算
3時間以下の移動	2,000円加算
3時間を超える移動	2,500円加算

- 従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、現在の日常生活支援の資格要件（座学を含め20時間）について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数を10時間とする。

⇒ ただし、加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

〔重度障害者等包括支援〕

- 下記の要件を満たす事業者が、個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供した場合に、算定を認めることとする。
 - ・ 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
 - ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること
 - ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること
- 報酬単価は、生活介護(日中活動)と重度訪問介護において、重度障害者等包括支援対象者に適用される単価を平均した水準とする。
(1単位4時間：7,000円)
- ※ ケアホームやショートステイを利用する場合は、それぞれの最重度者に適用される単価を適用

- 長時間利用の場合は、管理コストが逓減することを踏まえ、1日4単位目からは報酬単価の97.5%相当額を算定する。
- 日中時間帯以外に加算の取扱は、重度訪問介護と同様の取扱とする。

〔行動援護〕

- 報酬単価は、4月から9月までと同様とする。
- 従事者については、行動援護従業者養成研修（仮称）の制度化を図った上で、経過的措置として、以下の者についても同研修の受講を要件として、従事することを可能とする。ただし、これらの者がサービス提供を行った場合には、30%の減算を行う。
 - ① サービス提供責任者：知的障害児・者の福祉に関する事業の従事期間3年以上
 - ② サービス提供者：知的障害児・者の福祉に関する事業の従事期間1年以上

国庫負担基準

サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、現在の市町村の支給実績、支援費制度の国庫補助基準額を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績（月9.5万円）をカバーできるよう、設定する

新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、現在の支援費制度における国庫補助水準の最高額（月約22万円）を超える水準とし、著しく重度の障害者に対する支給実績、施設入所等の報酬水準を勘案して設定する。

- 国庫負担基準は、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定することとし、各市町村に対し、各国庫負担基準額に障害程度区分ごとのサービス利用者数を乗じて得た額を上限として、国庫負担を行う。
- 新制度移行に伴う経過措置等として、下記の措置を講じる。
 - ① 制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の市町村については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。
 - ② 平成20年度までの3年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。
 - ③ 都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。
- 国庫負担基準額は、報酬基準と整合を図り、単位制とする。1単位10円を基本とし支援費と同じく、級地区分を設ける。

【参考】

支援費では、丙地を 1,000 円としたときの級地区分率は、特別区 1,072 円、特甲地 1,060 円、甲地 1,036 円、乙地 1,018 円

国庫負担基準額

○ 各区分の国庫負担基準額（一人当たり）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1 単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

注：表示の金額は、級地区分丙地の事業費を表す。

(1) 居宅介護対象者

区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
2.2万円	2.9万円	4.3万円	8.1万円	12.9万円	18.6万円	7.2万円

(2) 行動援護対象者

区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
10.7万円	14.5万円	19.4万円	25.1万円	13.7万円

(3) 重度訪問介護対象者

区分 4	区分 5	区分 6
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
19.0万円	23.8万円	29.5万円

(4) 重度障害者等包括支援対象者

〇〇単位
45.5万円

※ 重度障害者等包括支援を利用しない者であっても、その対象者の要件に該当する者については、指定相談支援事業者によるケアマネジメントを利用し、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用する場合には、その利用した障害福祉サービス全体に係る国庫負担基準として、重度障害者等包括支援の国庫負担基準額から指定相談支援に係る報酬額に相当する額を控除した額を適用する。

【参考】

支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円

- 介護保険対象者、日中活動系サービス利用者については、それぞれ下記の基準額とする。

介護保険対象者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

注：表示の金額は、級地区分丙地の事業費を表す。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	〇〇単位	6.4万円
---------	------	-------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	〇〇単位	10.9万円
---------	------	--------

(3) 重度障害者等包括支援対象者

〇〇単位	26.8万円
------	--------

日中活動系サービス利用者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

注：表示の金額は、級地区分丙地の事業費を表す。

(1) 居宅介護対象者

区分6
〇〇単位
16.4万円

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
8.2万円	10.7万円	13.6万円	16.4万円

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
〇〇単位	〇〇単位	〇〇単位
10.7万円	13.6万円	16.4万円

訪問系サービスの人員、設備及び運営基準について

居宅介護（身体介護・家事援助）

◆ 指定居宅介護事業者

1 人員基準

(1) サービス提供責任者

① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級課程の修了者又はホームヘルパー養成研修2級課程の修了者で実務経験3年以上の者とする。

② 員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定居宅介護の職務に従事する者（併せて、重度訪問介護や行動援護を提供する指定事業所にあつては、それらに係る職務も含めることも可）のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。（管理者との兼務可）

(2) サービス提供職員

① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級、2級又は3級課程の修了者又は平成18年9月30日において現に居宅介護事業（身体介護、家事援助又は日常生活支援）に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者とする。

② 員数

常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

2 設備基準

- 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。
- 指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

3 運営基準

- ① 個別支援計画の作成
利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、援助の方向性や目標を明確にすることを規定する。
- ② 障害福祉サービス事業者との連携
指定居宅介護の提供に当たっては、障害福祉サービスその他保健・医療・福祉サービス事業者との連携に努めることを規定する。
- ③ 利用者負担額等の受領
利用者負担額等の受領に際しては領収証を交付すること等を規定する。

等

4 その他

居宅介護（身体介護）の指定を受けた事業者は、重度訪問介護の指定を受けたものと見なす。

◆ 基準該当事業者

1 人員基準

- (1) サービス提供責任者
 - ① 要件
指定居宅介護支援事業者と同じ。
 - ② 員数
事業所ごとに、従事者のうち1人以上の者を配置すること。
(管理者との兼務可)
- (2) サービス提供職員
 - ① 要件
指定居宅介護支援事業者と同じ。
 - ② 員数
3人以上を配置すること。(離島その他の地域は1人以上。)

2 設備基準

指定居宅介護事業者と同じ。

3 運営基準

指定居宅介護事業者と同じ。

重度訪問介護

◆ 指定重度訪問介護事業者

1 人員基準

(1) サービス提供責任者

① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級課程の修了者、ホームヘルパー養成研修2級課程の修了者で実務経験3年以上の者又はサービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者とする。

② 員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事する者（併せて、居宅介護や行動援護を提供する指定事業所にあっては、それらに係る職務も含めることも可）のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。（管理者との兼務可）

(2) サービス提供職員

① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級、2級又は3級課程の修了者、重度訪問介護従事者養成研修（※）の修了者又は平成18年9月30日において現に居宅介護事業（身体介護、家事援助又は日常生活支援）に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者とする。

※ 日常生活支援従事者養成研修については、研修カリキュラムを見直し、新たに重度訪問介護従事者研修として制度化し、現場実習を中心とした内容に改めるとともに、研修時間について、従来の「20時間」を「10時間」とする。ただし、特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者であることを踏まえ、緊急時の対応等についての追加受講を要件とする。

② 員数

常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

2 設備基準

- 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。
- 指定重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

3 運営基準

① 個別支援計画の作成

利用者の状況を把握・分析し、重度訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、援助の方向性や目標を明確にすることを規定する。

② 障害福祉サービス事業者との連携

指定重度訪問介護の提供に当たっては、障害福祉サービスその他保健・医療・福祉サービス事業者との連携に努めることを規定する。

③ 利用者負担額等の受領

利用者負担額等の受領に際しては領収証を交付すること等を規定する。

等

◆ 基準該当事業者

1 人員基準

(1) サービス提供責任者

① 要件

指定重度訪問介護事業者と同じ。

② 員数

事業所ごとに、従事者のうち1人以上の者を配置すること。
(管理者との兼務可)

(2) サービス提供職員

① 要件

指定重度訪問介護事業者と同じ。

② 員数

3人以上を配置すること。(離島その他の地域は1人以上。)

2 設備基準

指定重度訪問介護事業者と同じ。

3 運営基準

指定重度訪問介護事業者と同じ。

行動援護

◆ 指定行動援護事業者

1 人員基準

(1) サービス提供責任者

① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級課程の修了者又はホームヘルパー養成研修2級課程の修了者で実務経験3年以上、若しくは行動援護従業者養成研修(※)を修了した者のいずれかであって、知的障害児・者の直接支援業務に5年以上従事した者とする。

※1 現在の知的障害者移動介護従業者養成研修については、研修カリキュラムを見直し、新たに行動援護従業者養成研修として制度化する。

※2 平成18年9月30日において、知的障害児・者の直接

支援業務に5年以上従事した者については、行動援護従業者養成研修の修了者であることを問わない。

② 員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定行動援護の職務に従事する者（併せて、居宅介護や重度訪問介護を提供する指定事業所にあつては、それらに係る職務も含めることも可）のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。（管理者との兼務可）

(2) サービス提供職員

① 要件

介護福祉士、1級ヘルパー又は2級ヘルパー若しくは行動援護従業者養成研修を修了した者のいずれかであつて、知的障害児・者の福祉に関する業務に2年以上従事した者とする。

② 員数

常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

(3) 経過措置

従業者等の要件については、当分の間、以下の者についても行動援護従業者研修の受講を要件として、従事することを可能とする。

① サービス提供責任者の要件緩和

知的障害児・者の直接支援業務に従事した期間の「5年以上」を「3年以上」とする。

② サービス提供職員の要件緩和

知的障害児・者の直接支援業務に従事した期間の「2年以上」を「1年以上」とする。

2 設備基準

- 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。
- 指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

3 運営基準

- ① 個別支援計画の作成
利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、援助の方向性や目標を明確にすることを規定する。
- ② 障害福祉サービス事業者との連携
指定行動援護の提供に当たっては、障害福祉サービスその他保健・医療・福祉サービス事業者との連携に努めることを規定する。
- ③ 利用者負担額等の受領
利用者負担額等の受領に際しては領収証を交付すること等を規定する。

等

◆ 基準該当事業者

1 人員基準

(1) サービス提供責任者

- ① 要件
指定行動援護事業者と同じ。
- ② 員数
事業所ごとに、従事者のうち1人以上の者を配置すること。
(管理者との兼務可)

(2) サービス提供職員

- ① 要件
指定行動援護事業者と同じ。
- ② 員数
3人以上を配置すること。(離島その他の地域は1人以上。)

2 設備基準

指定行動援護事業者と同じ。

3 運営基準

指定行動援護事業者と同じ。

重度障害者等包括支援

主たる事業（指定障害福祉サービスのいずれか）に係る指定の基準を満たしていることを要件とする。

1 人員基準

相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること。

2 設備基準

各指定事業所として必要な設備及び備品等を備えること。

3 運営基準

① 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できていることを規定する。（⇒ 緊急時の臨機応変な対応が可能であると同時に、自らも一定のサービス提供が行える体制を有していることが必要。）

② 個別支援計画の作成

利用者の状況を把握・分析し、毎週個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催することを規定する。

等

※1 市町村は対象者に対し、定期的に、適切なサービスが報告どおり提供されているかどうか等について、実地で確認調査を行うこととする。

※2 重度障害者等包括支援は、これまでにない新たなサービスであることから、本年夏を目途に、各地の先進事例の収集・分析を行い、サービスの質の確保を含め、具体的な事業運営の在り方についてのマニュアルを作成する。

短期入所サービスの報酬基準について

1 4月から9月まで

各障害種別ごとのサービスそれぞれの報酬単価について、△1.0%の引き下げを行う。

〔基本単価〕 障害種別ごとに設定

○ 身体障害者

- 区分1 : 714単位
- 区分2 : 636単位
- 区分3 : 601単位
- 遷延性 : 1352単位

○ 知的障害者・障害児

- 区分1 : 709単位
- 区分2 : 603単位
- 区分3 : 376単位
- 重心 : 1943単位
- 遷延性 : 1352単位（障害児のみ）

宿泊を伴わない短期入所事業を行った場合（所定単位×割合）

- ・ 所要時間4時間未満の場合 100分の25
- ・ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 100分の50
- ・ 所要時間8時間以上の場合 100分の75

※宿泊を伴わない短期入所事業については、平成18年10月以降、タイムケア事業、地域活動支援センターへ移行

○ 精神障害者

631単位

〔加算〕各障害共通

- 食事提供加算（低所得者） 68単位
 ※宿泊を伴わない場合 42単位
- 送迎加算 184単位

2 10月以降

障害者、障害児それぞれについて、障害程度に応じた単価設定とする。

〔基本単価〕

○ 障害者

- ・ 障害者支援施設等で実施した場合

区分1	：	490単位
区分2	：	490単位
区分3	：	562単位
区分4	：	624単位
区分5	：	757単位
区分6	：	890単位

- ・ 療養介護事業に係る施設で実施した場合

療養介護対象者：2400単位

その他※：1400単位

※ 医療機関において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用。

○ 障害児

区分1	：	490単位
区分2	：	593単位
区分3	：	757単位

療養介護対象者：2400単位

その他※ : 1400単位

※ 医療機関において、医療が必要と認められた遷延性意識障害児等に対して提供した場合に適用。

〔加算〕各障害共通

- 食事提供加算（低所得者） 68単位

指定相談支援の報酬基準、国庫負担基準等について

報酬基準等

1 サービス利用計画作成費の支給対象者

何らかの障害福祉サービスを利用する者であって、下記のいずれかに該当する者とする。

- ① 入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間（6か月程度を想定）集中的な支援を必要とする者。
- ② 単身で生活している者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）であって、次の状態にあるために、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者。
 - 知的障害や精神障害のため、自ら適切なサービス調整ができない。
 - 極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない。
- ③ 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち、重度訪問介護等他の障害福祉サービスの支給決定を受けた者。

※ 施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者は、計画的プログラムに基づく包括的支援を受けていることから対象としない。

2 報酬基準

- ① サービス利用計画作成費（Ⅰ） 1,000単位
- ② サービス利用計画作成費（Ⅱ） 850単位

※1 （Ⅰ）の単価は、利用者負担の上限額管理が必要と市町村が必要と認めた者について算定し、（Ⅱ）の単価は、利用者負担の上限額管理を必要としない者について算定する。

※2 適切な相談支援が提供されない場合は、報酬を減算する。

- 以下の要件のいずれかを満たさない場合は、その状態が解消されるに至った月の前月まで算定できない。

- ・給付決定があった場合においては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。
 - ・給付決定があった場合においては、サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容やサービス調整の必要性について担当者から意見を求めること。
 - ・サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上でサービス利用計画を利用者等に交付すること。
- 以下の要件を満たさない場合は、毎月算定できない。
- ・少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問(モニタリング)し、その結果を記録すること。

国庫負担基準

新たなサービスであり、対象者の範囲について市町村間でばらつきが生じることが予想されることから、限られた財源を公平に配分する観点から、市町村の障害福祉サービス利用者数（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者を除く）の10%に相当する数を基礎として国庫負担額を設定する。

人員及び運営基準

1 人員基準

① 従業者の員数

事業所ごとに、相談支援専門員を1名(常勤換算)以上配置する。

② 管理者

事業所ごとに専従の管理者を配置する。ただし、事業所の管理に支障のない場合には、当該事業所の他の職務等に従事し、又は同一

敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 相談支援専門員について

① 基本的な考え方

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、実務経験と障害者ケアマネジメント研修の受講を要件とする。

なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。

② 実務経験の対象となる業務

- 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援その他の直接支援業務
- 障害者の就労、教育の分野における相談支援業務

③ 研修の受講

実務経験を有する者は、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修（5日間程度）を受講し、相談支援専門員になることができる。

- 過去上記研修を受講したことがある者については、新制度における相談支援の研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。
- 現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、19年度末までに国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講することを要件として、相談支援専門員の業務を行うことができる。

3 運営基準

- ① 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- ③ サービス利用計画の原案を作成する。
- ④ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。

- ⑤ サービス利用計画の原案の利用者等に対する説明、文書による同意を得る。
- ⑥ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、モニタリングする。
- ⑦ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
- ⑧ 利用者や地域の状況等を勘案した上で、社会生活力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。

等

障害児の支給決定について

資料6

- 1 今回の障害者自立支援法においては、障害児については、
 - (1) 発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、
 - (2) 乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、
 - (3) 現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと、から、障害程度区分は設けないこととしているが、障害程度区分については今後の検討課題とされているところである。

- 2 このため、障害児の支給決定は、現行の取扱いを基本的にしつつ、18年10月からの取扱いは次のとおりとする。
 - ① 居宅介護、児童デイサービス、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域10項目の調査(別紙1)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。
なお、短期入所については、現行の単価基準に準じて、次のとおり単価区分を適用する。

短期入所の単価区分

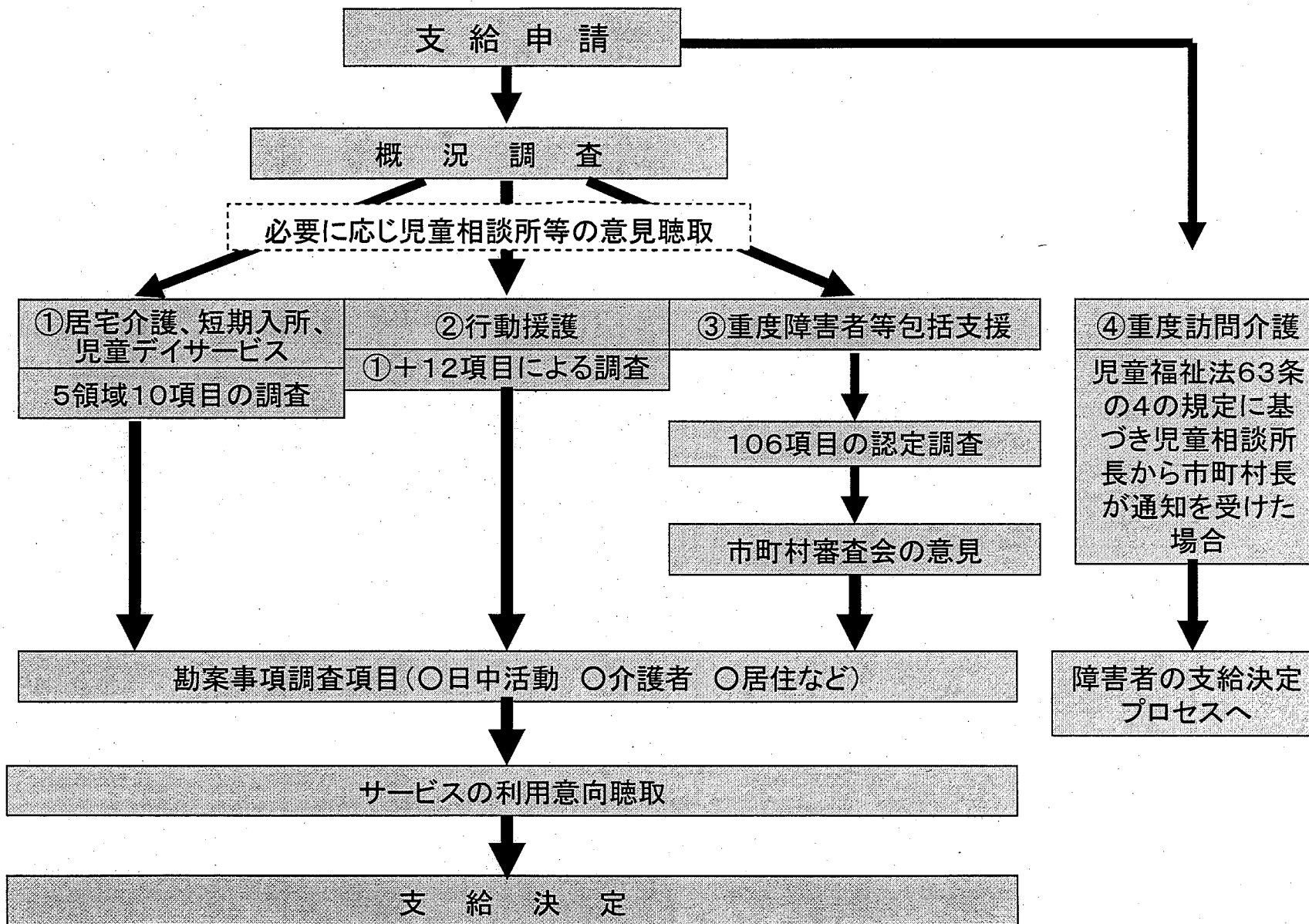
【区分1】①～④の項目のうち「ある」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上

【区分2】①～④の項目のうち「ときどきある」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上

【区分3】 区分1又は2に該当しない児童で、①～⑤のうち「ある」又は「ときどきある」が1項目以上

- ②行動援護の申請があった場合、12項目の調査(別紙2)を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。
- ③重度障害者等包括支援(概ね15歳以上)については、106項目(障害者の認定調査項目と同じ)の調査を行い、市町村審査会に重度包括の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。
- ④重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定をする。

障害児の支給決定について



障害児の調査項目(5領域10項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神 症状	・ある ・ときどきある	<p>ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。</p> <p>(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。</p>

* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

行動援護の調査項目

別紙2

	項目	判断基準
①	本人独自の表現方法を用いた意思表示。	1意思表示できる 2時々独自の方法でないと意思表示できない。 3常に独自の方法でないと意思表示できない。 4できない
②	言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解	1日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できる。 2時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。 3常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。 4言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。
③	多動または行動の停止	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
④	パニックや不安定な行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑤	自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑥	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑦	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
⑧	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑨	突然走っていなくなるような突発的行動	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑩	過食、反すう等の食事に関する行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑪	食べられないものを口に入れること	1ない 2ときどきある 3週に1回以上 4ほぼ毎日
⑫	てんかん発作	1月に1回以上 2週に1回以上

障害児の取扱いについて

対象者 \ サービス	重度包括 (児童サービス有)	行動援護 (児童サービス有)	重度訪問介護 (児童サービス無)	短期入所 (児童サービス有)	居宅介護・デイ (児童サービス有)
障害児	概ね 15 歳以上を対象 106 項目調査→市町村審査会で重度包括対象者相当との判定	10 項目調査 +行動援護 12 項目調査 →10 点で支給対象	—	10 項目調査 →単価区分 1～3	10 項目調査
【特別な場合】 者のサービスが必要な 15 歳以上の障害児	—	—	児童相談所長の通知 → 者と同じ手続きで対象となるかの判定	—	—